

# 裁判員制度を検討するための検証機関設置を求める提言

2008年11月19日  
日本弁護士連合会

## （提言の趣旨）

当連合会は、政府に対し、

- 1 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律施行以前のなるべく早い時期に、同法附則第9条に基づいて、裁判員制度の施行状況を検討し、法制度上あるいは運用上必要と認める措置を提案する新しい検証機関を設置すること
- 2 新しい検証機関は有識者等と法曹三者で構成された機関であること

を提言する。

## （提言の理由）

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律附則第9条は、「政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、裁判員の参加する刑事裁判の制度が我が国の司法制度の基盤としての役割を十全に果たすことができるよう、所要の措置を講ずるものとする。」と定める。同条は、政府に対し、施行3年後において、制度のあり方全体について検討することを義務づけており、その結果、必要と認めるときは、運用上の改善に加え、立法措置も講ぜられることになる。

裁判員制度が「我が国の司法制度の基盤としての役割を十全に果たすことができる」ようになるためには、まず、選任の段階から判決宣告に至るまで、市民が裁判員として刑事手続に参加していく過程のそれぞれについて、市民の支持を得られるものとすることが必要である。それにとどまらず、その前提として、裁判員の前で行われる刑事手続が適正に行われ、被告人の防御権が十分に保障されたものであることが、必要不可欠である。

裁判員裁判の運用について、法曹三者が、それぞれ、あるいは三者で、施行後も検討を続け、制度改善のための不断の努力をしていくべきことはいうまでもない。しかし、この制度により、一般的の社会生活を営む法律の専門家でない市民が、刑事裁判に参加し、さまざまな負担と責任を負うことになるから、本制度の検討に当たっては、裁判員になることのできない法律家だけではなく、裁判員となりうる市民の意見を取り入れていかなければならない。

また，刑事手続全体に対する市民の信頼を得る観点からも，法曹三者のレベルにとどまらない，広い視点からの検討が必要である。

そこで，当連合会は，政府に対し，市民が参加しやすい環境整備，裁判員の義務（守秘義務等），裁判員選任手続，刑事手続，評議のあり方などについて検討し，法制度上あるいは運用上必要と認める「所要の措置」を政府に提案するための，法曹三者と有識者等からなる特別な新しい機関を設置することを提案する。法附則第9条は，3年後の施行状況の検討を規定しているが，当該機関が施行直後から速やかに情報収集を開始し，十分な意見集約と議論のもとに「所要の措置」を提案できるよう，当該機関は，2009年5月21日の法施行日以前に設置されるよう併せて求める。

以上